

移行と難民連邦庁

移行と難民連邦庁

場所: 24539ノイミュンスター

日付: 2012/05/16

EST-Z. 5556608-442

unbedlingtを指定してください

REPLY

亡命の手順/

西脇市/日本では1975年7月25日に生まれた大西、秀信

の居住者: OTヴィオール

オブ・デ・沖積層45

25889Uelvesbüll

によって表される:

次の決定が行われました:

1亡命を受ける権利を有する者として、認識のためのアプリケーションは、明らかに根拠のないとして拒否されます。

2難民の地位の付与の条件は明らかにできません。

3国外追放の禁止は、§60段落に従ってレジデンス法の2～7は使用できません。

4申請クリエイターは、この決定の通知から1週間以内にドイツ連邦共和国を残すように頼まれます。申請者が残すための期限を満たすことができない場合、彼は日本に強制送還されています。申請者はまた、彼が移動する権利、またはその再入院の対象とされるために別の国に強制送還される可能性があります。

理由:

申請者、日本人は、2012年4月7日にドイツ連邦共和国への航空路で23/06/2012に入力し、亡命を受ける権利を有する者としての認識を要求した。

外国人の亡命アプリケーションをサポートするために、彼は2012年6月23日に東京からフランクフルトへ飛んでいたことが本質的で、2012年7月16日に彼の個人的な公聴会にあった。彼は日本政府によって抑制されるため、日本は彼を残していた。

彼は会社の日立で働いていた。データ侵害が行われている。これは、彼はまた、会社経営に通知していた。しかし、我々は法律の違反がないであろうことを彼に答えた。

2012年2月初頭、彼の上司は、彼は、オペレーティング医師やスタッフの役員が存在していた会議を開催していた。彼は伝えられるところでは躁うつ病だったので、この会議では、医師へのオペレーティング・医師の訪問によって推奨されていました。

彼はその後も医師を訪問した。これは、彼が休暇を取ることをお勧めしていた。彼はその後、第三の医師に相談した。これは彼が躁うつ病ではなかったことを彼に告げた。さらに、この医師は産業医が会社によって支払われていることを彼に伝えていたと、多くの場合、会社の利益のために行動する。

彼はその後、東京の検察官と訴状を提出した。広告が彼の上司氏Yikisukaに対して向けられた。第二のディスプレイは日立からボード全体に対して向けられた。広告は受け入れられなかった。

第二の広告が失敗した後、彼は弁護士を持っていた。これは、私法の実行するアクションを彼に勧められた。

彼はその後、4つの国立新聞で最初に、メディアになった。しかし、これらは興味がなかった。2012年3月末、彼はニューヨークに飛んだ。彼は多分ニューヨーク・タイムズ紙はそれに興味があるだろうと思った。この試みがない結果につながったとき、彼は週刊誌になった。しかし、この試みも陰性であった。

彼はまた、インターネット上で多くのことを書いた。無利子ならない反応がありませんでした。

2012年4月13日に彼がオフィス "プライバシーマーク"を連絡していた。このオフィスは、プライバシーを扱っています。彼は、応答を受信しませんでした。これは、同社の報告書によると、次のだった、我々は侵害がないことがわかります。

また、経済産業省では、彼は彼自身を回した。これを3回行った。答えは常に同じであり、現在研究されている。

2012年6月22日に彼は彼の終了を受けた。これが日本でなければならないであろうため、解雇に対して、彼は訴えていなかった。しかし、メディアが彼のケースに興味がいない場合、彼は失うことになる。彼はドイツに亡命を申請すると日本のメディアはそれに興味がある場合は、彼は変化を獲得しなければならないでしょう、そうでなければ、誰もすることに気づかないだろう。これはまた、彼はドイツに亡命を申請していた理由です。それは全く反応がないことを私ひっくり返す。

日本に帰国後、彼はFandungために設置することを恐れていた。これまで、日本政府は、彼の人を無視していた。彼が戻ったときに何か悪いことは依然として発生する可能性があります。

事実のさらなる条件はファイル上のドキュメントを参照されたい。

外国人の亡命アプリケーションに§13/パラ2アサイラム手続法(アサイラム手続法)に基づき求められ、両方の§60レジデンス法第1条(レジデンス)と同様に、第16aと下の亡命への権利を認識し、基本法の第1項(GG)に従って、難民の地位の決定アプリケーションはこの点において限定されていない

いからである。

1

第16条第1項GG下庇護を受ける権利を有する者としての認識のためのアプリケーションは、明らかに根拠がないとして拒否。

アサイラムの手続法の§30第1項に基づき、亡命アプリケーションが亡命を受ける権利を有する者とは明らかに満たされていないレジデンスの§60パラ1の要件として認識するための条件であれば明らかに根拠がないとして拒否されています。

事実の完全な調査の後、合理的に事実のない合理的な疑いをの結果の正しさの決定の時までに関連する可能性がある場合亡命同様レジデンスの§60パラ1の要件に権利を有する者としての認識のための要件が明らかに存在していませんあからさま課し請願を却下一般に公正妥当と認められた法的見解(連邦憲法裁判所、1981年2月25日の決定は、巻56、そして1984年5月2日から、巻67,43)へのそのような事実。

明らかに根拠のないように応じて拒否するための条件。アサイラム手続法§30条第3項では使用できません。

第16条によると、第1項GGは政治亡命の権利を享受迫害。第16条の意味での政治的迫害、段落1 GGは基本的に唯一の発信や国家訴追によって彼に少なくとも起因するものである。

トレースは故意の権利侵害が国家の全体的な平和秩序から後、彼に自分の強さを除外することは他者性を特徴づける彼の機能のための彼の基本的な宗教的な決定や操作可能な、その政治的な説得を踏まえ、個人に負わせる際に政治的である(基本的な憲法裁判所、1989年7月10日の決定、80巻、315)。

自国にとどまるか、そこに戻るために彼に期待されないように、かなりの確率で彼の場合、政治的迫害のすべての状況の合理的な評価は、(連邦行政を参照して、脅かし亡命シーカーあれば自国の政治的迫害から推論果実は断言する、Urteilie、1989年1月17日から1977年11月29日、BVerwGE 55、82、eZar 201第19号、及び1990年10月30日から、BVerwGE 87、52)。

誰が起訴しない国を去った、かなりの確率(基本的には連邦行政裁判所、1988年3月15日の判決、BVerwGE 79、143)と脅さ重要Nachfluchtstatbestandes政治的迫害のためにそれなら亡命のための唯一の主張を持っています。

合理的な確信を持ってリポートが(連邦憲法裁判所を参照して、1980年2月7日の決定、巻54、除外することができる場合は以前の迫害又は第16aの庇護法保護の差し迫った迫害からの出発では、基本法の第1項のみを拒否することができます341)。

客観的な脅威レベルの証拠が十分であるために、限りあるため亡命原則の適切な緊急時の手順これらのプロセスの単なる実証(連邦行政裁判所、1977年11月29日の判決、BVerwGE 55.82)の典型的な証拠が、ホスト国の外に亡命イベントのためのアプリケーションをサポートするために依存し

ていました。

これらの条件は、明らかにこの場合には満たされない。

申請者の主張の下に真であることが、彼または彼女が起源の彼の国外迫害の実をよく設立されたり、リターン結果に政治的迫害悔れないという証拠はありません。

申請者の主張では、明らかに、彼は彼の雇い主であった私法上の紛争、です。政治的迫害の疑いもない。

申請者は、すべての施設を持っていたし、また、その法的見解を強制しようとしています。彼はそれと全く成功していなかったこと、亡命の主張を確立しません。

彼自身が指摘したように、彼は亡命申請、おそらくアクションにより、または所望の成功に、到着する日本のメディアの注目の道に目覚めてみました。

それは申請者が職場で差別におけるその重要な行動のために中断されたことは事実かもしれないが。すべて予見できる状況を考える上で、しかし、申請者の復帰のためのそのような障害は、亡命法かなりの程度の種類や強度(連邦行政裁判所を参照して、判決WOM 1987年3月24日、アリゾナ州に近い将来に起源の彼の国に到達することを示唆する十分な根拠9 C 321.85)。

2

難民へのノークレームは明らかされていません。

難民認定の決定のための前提条件はACCです。レジデンスの§60パラ1は最初の政治的迫害があるかどうかを調べる。この範囲で、第16aの下認識のための条件のレジデンスの§60パラ1、基本法の第1項の規定。

レジデンスの§60パラ1の範囲は、しかし、より広くなります。例えば原因エントリーへの安全な第三国 (§26条第1項、文1と2を経由して - このように、難民の地位の付与のための条件はまた、政治的迫害の脅威にもかかわらず、第16条、第1項GG下亡命主張ば満足させることができる迫害 (§27Abs AsylVfG 1)から亡命手続法)やその他のセキュリティ - 。排除。

また、迫害のシステムは、少なくとも間接的な政府または準政府の迫害を必要とする基本法の第16条の適用範囲の "非国家主体" (§60パラ1文レジデンス4C)で超えています。

申請者へのさらなる条件として1レジデンスは§60パラの意味における迫害のかなりの確率で起源の彼の国に戻るに脅す必要があります。この給付vorverfolgter申請者の第4条、指令2004/83/EC (QualifRL)を適用 (§60セクション1センテンス5レジデンス)の第4節いる - 第16条の審査の状況とは異なり、第1項合理的な安全性のGG適用規格 - 申請後には、その推定を確立します。申請者は、これまで政治的な迫害を受けている、これは迫害の彼の恐怖は十分な根拠であるという重大な指標として考えられている。難民保護は、さらに検察側に対して有効な引数は、(参照連邦行政裁判所、27/04/2010の判断、BVerwGE 136.377)話すとき、その後彼に拒否することができます。

レジデンスの§60パラ1によると、国への彼の生命または自由が彼のために、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団や政治的意見のメンバーの脅かされている外国人を国外追放することはできません。検察はACCかもしれない。国家、政党や組織が州または領土のかなりの部分を制御することにより、外に§60レジデンスの第1文4(状態のような役者)、または非国家主体による、できない国際機関を含む状態または状態のような役者、ifまたは提供する全国的な迫害の脅威に対する保護を提供するために不本意です。これは関係なく、状態の判決パワーの国が存在するかどうかの適用されます。

これらの条件は、明らかにこの場合には満たされない。

明らかに利用できませんレジデンスの§60パラ1の要件は、パラ下にある情報を参照することを発見に関して。決定の1が作った。

3

§60に基づき除去の禁止、段落レジデンスの2~7も利用できません。

§60パラ下送還の禁止の検査では2~7は当初レジデンス§申請者の出身国に関してレジデンスをチェックする60条2,3および7のセットです。これらの標準は29の指令2004/83/ECの規定の実施を形成主にテストする手続のスタンドアロン子会社保護、(- 10 C 43.07などvgl.BVerwG、2008年6月24日の判決)のために2004年4月(QualfRL)。これらは、以下の "追放に関する欧州法的禁止"と呼ばれています。

それは拷問や非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰に存在脅かす場合外国人はレジデンスの§60パラ2に従って原産彼の国に強制送還されない場合があります。§60パラ11レジデンスこのFILTに基づきi.V.m. 29の指令2004/83/ECの第6条非国家主体のリスクとは、十分な政府または同等の保護を前提としていない場合でも、2004年4月(QualfRL)は、入手可能です。さらに、§60パラ11レジデンスに基づきi.V.m.第4条、それはすぐに立っていたか、彼はそのような脅威にさらされることなく国を去ったかどうかの前に外国人がすでに起源または対応する虐待の国のリスクにさらされたかどうかを区別するために、第4節QualfRL。

この点に関しては、何も出願人によって提唱されていない。

彼は、レジデンスの§60条第3項によるとその国家死刑であれば国に強制送還してはならない。

§60第7項、民間人として申請者が国際的な起源や内部武力紛争の彼の国では、既存の下で生命や四肢にかなりの個々の危険を脅かす場合にも予見レジデンスの刑2に従って国外追放の。このような競合は、この場合には存在しない。

欧州法の禁止の下で国外追放の否定後§60第5項及び第7項の要件は、国内法によって1レジデンスを検討するように設定されている。また、これらは使用できません。

退去強制は、この条約の04のアプリケーションからからレジデンスの§60パラ5に基づき認められないです。人権及び基本的自由(ECHR)結果の保護のため1950年11月。

状態によって囲まりリスクや国家のような組織が脅かすまたはステートに起因する場合にのみ考慮さ: レジデンスの§60第5項の下で国外追放からの保護は、連邦行政裁判所の裁判所(1997年4月15日の判決、BVerwGE 104、265適用範囲内)の後に来る。

さらに、§60第7項によると、レジデンスの文1は生命、身体や自由に対する重大な個別具体的な危険の外国人のリスク場合国外追放を免除されます必要があります。

この点では、何も申請者によって提唱されず、表示されていないされています。

4

に関連してアサイラム手続法の§34第1項によると国外追放の脅威§59レジデンス法を採用すること、外国人はどちらも良く、まだ滞在許可を保持して亡命を受ける権利として認識されます。

§36パラ1アサイラム手続法から一週間結果の出発。

5

アピールするために付属の権利は、この決定の一部である。

順番に

ウェルナー